

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和3年7月2日

県北広域振興局長 高橋 進

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ユニバース

イ 株式会社横浜ファーマシー

ウ 株式会社アキヤマ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 二戸ショッピングタウンAゾーン 二戸市堀野字大谷地39番地ほか

(3) 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(4) 変更する年月日 令和3年7月11日

(5) 変更の理由 来客の利便性の向上のため

2 届出年月日 令和3年6月17日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び二戸市役所